

○東京藝術大学外部資金間接経費取扱規則

〔平成16年7月8日〕
制 定

改正 平成18年3月16日 平成18年6月29日
平成20年3月26日 平成20年10月17日
平成24年3月27日 平成24年10月25日
平成25年10月24日 平成28年4月21日

(目的)

第1条 この規則は、本学の外部資金に対する間接経費（必要経費）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 間接経費（外部資金）を導入する外部資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 競争的資金（政府補助金・政府出資金等政府（各省庁を含む。）から配分される研究開発経費をいう。以下同じ。）
- (2) 受託研究費
- (3) 受託事業費
- (4) 寄附金（東京藝術大学基金に係る寄附金は除く。以下同じ。）

(間接経費の額)

第3条 前条各号に掲げる外部資金の間接経費（必要経費）は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 法律及び通知等で間接経費の額が定められている競争的資金その定められた額とする。
- (2) 受託研究費 東京藝術大学受託研究規則第9条に定める額とする。
- (3) 受託事業費 東京藝術大学受託事業規則第8条に定める額とする。
- (4) 寄附金 受入金額の5%に相当する額とする。ただし、真にやむを得ないと学長が判断した場合は別に定めることができる。

(間接経費の免除)

第4条 前条第4号の規定にかかわらず、学生等を対象とした奨学奨励を目的とした寄附金については、間接経費（必要経費）を免除することができる。

(間接経費の使途)

第5条 間接経費（必要経費）は、一般管理経費及び教育研究活動の活性化に資するための経費に充てるものとする。

(間接経費の配分)

第6条 競争的資金にかかる間接経費（必要経費）は、全学的観点から学長裁量と当該受入部局の部局長裁量により執行するものとし、その比率は50%ずつとする。

- 2 受託研究費及び受託事業費にかかる間接経費（必要経費）は、全学的観点から学長裁量と当該受入部局の部局長裁量により執行するものとし、その比率は40%と60%とする。
 - 3 寄附金にかかる間接経費（必要経費）は学長裁量により執行するものとする。
- (その他)

第7条 この規則に定めるものの他、外部資金の間接経費（必要経費）に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年3月16日から施行し、平成18年2月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年6月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年3月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年10月25日から施行し、平成24年10月4日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月21日から施行し、平成28年4月1日から適用する。